

日本籍船舶に対する復原性資料の特別要件に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 U 編

改正事項

日本籍船舶に対する復原性資料の特別要件に関する事項

改正理由

鋼船規則検査要領 U 編附属書 U1.2.1 には、MSC/Circ.920 に基づき、復原性資料を作成するための標準的な書式及び記載事項を規定している。本規定では、日本籍船舶については、国土交通省の船舶復原性規則及び当該検査心得に基づき、特別要件を追加規定している。

当該特別要件の一つとして、航路を制限しない船舶にあつては、復原性計算において考慮すべき標準状態に含める入港状態として、食料及び清水等の消耗品を 80% 消費した状態を含めることを要求しているが、国土交通省は、2009 年 1 月 1 日発効の SOLAS 条約第 II-1 章の改正に伴い、当該要件は、小型船舶安全規則適用船であつて船の長さ 24m 未満の船舶にのみ適用する旨改正を行った。

今般、国土交通省における上記改正に基づき、関連規定を改めた。

併せて、日本籍船舶に対するタンク内自由表面影響に関する要件を、IACS 統一解釈 LL61 に基づき、一部表現を改めると共に、一部参照先を改めた。

改正内容

- (1) 日本籍船舶に対する復原性資料に記載すべき標準状態に含める入港状態に関する特別要件を改めた。
- (2) 日本籍船舶に対するタンク内自由表面影響要件のうち、消費液体のタンクにおける自由表面影響の計算法に関する要件を明確化した。